

平成 30 年 3 月 開成町教育委員会定例会 会議録

日 時： 平成 30 年 3 月 26 日(月) 15 時 30 分～17 時 10 分

場 所： 開成町民センター 3 階 大会議室

出席者： 鳥海教育長、村岡教育長職務代理者、露木委員、武井委員、上野委員

【事務局】加藤参事、橋本教育総務課長、中戸川子ども・子育て支援室長

議 事：

1) 開会 教育長より開会の宣言

2) 会議録署名人の指名 村岡委員が指名された。

3)

《議案》

第 1 号 教育委員の退任について

○委員 本人より退任に係る事情説明

○教育長 ただいま、委員ご本人より事情の説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

○委員 委員より残念との声あり

○教育長 退任願いのとおりに、平成 30 年 3 月 31 日をもって退任されることについて、同意するという事によろしいでしょうか。

○委員 3 名 承知しました。

第 2 号 開成町教育委員会教育長に対する事務委任に関する規則の改正について

資料 1 により事務局より説明【事務局】

○教育長 事務局より説明がありましたが、ここで一つの号を削除するというもので、それに伴い号ズレを修正するものです。

ご意見等ありますでしょうか。

なければ、原案のとおり改正するという事によろしいでしょうか。

○委員全員 お願いします。

第 3 号 開成町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費交付事務処理要綱の改正について

資料 2 により事務局より説明【事務局】

○教育長 説明がありましたが、内容についていかがでしょうか。

○事務局 一部補足いたします。

附則の削除について先にご説明しますと、平成 26 年度に生活保護基準の引き下げがありました。これについて開成町では国の生活保護基準が変更になっても、当面の間は従前の基準のまま認めていこうという考えで、当面の間という中で進めておりましたが、近隣

市町等を確認したところ、もうそのような扱いはしていないということで、前年の所得基準に応じた形に戻していくというのが、附則の削除の部分でございます。

計算式については、所得金額から控除して決定しておりますが、その中に住民税の生命保険料控除額と所得税額がありますが、生命保険については、生活保護と照らし合わせても生命保険料が払える方は基準からはずすということと、所得税は国税ですので、国税分を控除してまで、町の予算から支出するのはどうであろうかという点から、この2点について控除からはずして見直しをしていくというものです。

この見直しにより、前年度の対象からみますと3件が対象から外れるという試算であります。大勢には影響がないものと考えております。

○教育長 先日の議会では、この就学援助費を前倒しで支払えないかということがありまして、検討していた中でこのような不備な点がわかりましたので、ここで修正していきたいというものです。

ご意見等あればお願いいたします。

○委員 さきほど、就学前という話がありましたが、タイミングはいつごろになるのでしょうか。

○事務局 来年度になりますが、3月上旬を検討しております。

前倒し支給に関しましては、秋ごろに再度要綱改正をして対応していきたいと考えております。

○委員 資料の裏面に新入学児童生徒学用品費とありますが、これとは違うのでしょうか。

○事務局 既にこの費用も支払いしておりますが、現在は8月に支給しており、これを前倒しして3月に支払っていくというものです。

○教育長 今回は大きな2点の改正となりますが、よろしいでしょうか。

○委員全員 了解しました。

《協議事項》

(1) 開成町いじめ防止基本方針の見直しについて

資料3について事務局より説明【事務局】

○教育長 説明が終わりましたが、ご意見等いかがでしょうか。

○委員 3頁の④にスクールソーシャルワーカーを加えるとうことですが、第3章の2にあるスクールカウンセラー等のところには加えないで、等で読み込むということでしょうか。

○教育長 そちらはあえて文言としては加えません。

○委員 この方はどこに配置されるのでしょうか。

○教育長 中学校区ごとに配置されます。常設ではなく上郡で何人か配置されます。町では心の相談員、適応指導教室支援員がおります。

○事務局 先の④は町のほうで措置を講じていこうというもので、後段については組織について参加いただくように努力しますという解釈で、

次元が違うものとして捉えていただければと思います。

○教育長 県内でも大変な事態になっているところがあります。第三者委員会を立ち上げるようです。いじめから不登校になった事案です。

○委員 その市はPTAが無いようで、学校が保護者に伝えたいことがある場合には、集会を開くようです。

何か気になるようなことがあっても、言う場がないようです。

○教育長 開成町ではPTAや学校運営協議会がありますので、自治会の意見や色々な方の意見も聞けるのでありがたいです。

この方針は教育委員会では必須ではありませんが、開成町ではあったほうが良いであろうということで策定しております。

○委員 最後の第4章の「いじめに関する調査委員会」は、どのような人で構成するとか、あるいは第三者委員会を立ち上げるということもあると思います。教育委員会が隠ぺいしていたなど疑いがあると、教育委員会の関係者が携わるのはダメであるというような場合には、どうするのかを検討してもらえればと思います。

○教育長 私としては、この方針を策定する時に本来は名簿を作成すべきということもありましたが、事柄によった変わってきますので、県の緊急支援チームをお願いして、県の指導主事を中心にお願いする考えでおります。

○委員 最終頁のいじめの解消について、「いじめを受けた児童・生徒が心身の苦痛を受けていないこと」とあるのは、判断はどういうことなのでしょう。

○教育長 判断基準は6ヶ月ない場合には解消されたということになります。

○委員 いじめが解消されていても、不登校の時はどうなりますか。

○教育長 解消されていないという判断です。最終的には加害側を出席停止という措置となります。

このような形で見直しを行うことでよろしいでしょうか。

○委員全員 よろしくをお願いします。

(2) 開成町総合計画審議会委員の推薦について

資料4について事務局より説明【事務局】

○教育長 資料について事務局から説明がありました。事務局である企画政策課からは女性をお願いしたいという話は聞いているところです。皆様いかがでしょうか。

よろしければ、上野委員をお願いしたいと思いますが、上野委員どうでしょうか。

○委員 承知しました。

○教育長 では、上野委員を推薦することよろしいでしょうか。

○委員全員 お願いします。

(3) 平成 29 年度末教職員等の人事について

資料 5 について事務局より説明【事務局】

- 教育長 説明が終わりました。皆様にはわかりづらい公表の仕方となっております。教育長会で方向性を決めて県教育委員会に確認をとったものです。今年度は日にちの関係もあり複雑な日程の取り決めとなっております。
- 委員 学校での退任式は終業式に合わせるのは、理にかなっていると思います。
- 委員 保護者的には、お世話になった先生にあいさつするタイミングが難しいように感じます。学校から通知もありました。
- 教育長 このようになると、春休み中にあいさつに行くのかなと思うところもあります。
- 委員 内容的にはいいと思いますが、教育委員としてどこの時点で異動内示を知るのかということです。
- 教育長 教育委員会を終業式に合わせたほうがいいのでしょうか。
- 事務局 さきほど、規則改正した中にある県費負担教職員の人事について解釈の仕方もありますが、皆様にお知らせするタイミングは検討する必要があると思っております。ただし、教育委員会事務局職員は皆様の権限の中に属しております。この 2 つについては、分けた中で協議事項とするものであったものとも考えております。
- 委員 今回、当初報告事項であったので、このあたりが変わったものかと思っておりました。
- 事務局 説明もなく変えてしまうのはどうかということで例年どおりにさせていただきました。
- 委員 また、新制度では人事については特に教育委員会に権限が移行したようなこともあったと思います。
- 教育長 そのようなこともありますので、皆さんで協議して決定したという形にしていきたいと思います。時期については、県での内示の関係もあります。全体をお示しするのは、やはり終業式あたりとなりますので、終業式前に教育委員会を開催して、そこで協議いただくことでよろしいでしょうか。
- 委員全員 承知しました。

(4) その他

特になし

《報告事項》

- (1) 平成 29 年度開成町各学校・園における教育課題の評価について【資料 6】
- (2) 平成 29 年度教職員ストレスチェック実施結果について【資料 7】
- (3) 食物アレルギー対応時の給食費の取り扱いについて【資料 8】
- (4) 平成 29 年度開成町土曜学校「あじさい塾」実施結果について【資料 9】
- (5) 平成 30 年度子ども・子育て支援活動助成事業について【資料 10】
- (6) 経過報告、今後の予定【資料 11, 12】
- (7) 開成町立学校の様子について
- (8) その他

閉 会 ： 教育長より閉会の宣言